

第12回教育委員会会議録

1日 時 平成26年11月26日(水) 開 会：10時00分
閉 会：11時50分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階 会議室 及び 委員会室

3出席委員 池永博委員長 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 人権教育課長 学校教育課長 学校給食課長
出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所次長 熊毛総合出張所次長 鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当主幹

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第51号 教育委員会の権限に係る人事の報告について
3	報告第52号 高水公民館外壁改修工事請負契約の策定について
4	報告第53号 中須公民館空調設備改修工事請負契約の策定について
5	報告第54号 勝間ふれあいセンター空調設備改修工事請負契約の策定について
6	報告第55号 新櫛浜公民館・支所改築機械設備工事請負契約の策定について
7	報告第56号 新櫛浜公民館・支所改築電気設備工事請負契約の策定について
8	報告第57号 新櫛浜公民館・支所改築空調設備工事請負契約の策定について
9	議案第43号 周南市いじめ防止基本方針の策定について
10	議案第44号 周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について
11	議案第45号 周南市学び・交流プラザ条例制定について
12	議案第46号 周南市立児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について
13	議案第47号 平成26年度周南市一般会計補正予算要求について
14	議案第48号 周南市通学路安全推進会議委員の委嘱について

- 7 委員会協議会 (1) 12月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) ジャズライブ、第2回図書館フィルム・オーディオコンサートについて (中央図書館)
- (3) 不登校生徒への支援について (学校教育課)
- (4) 周南市「児童生徒の情報通信端末利用に関する指針」について (学校教育課)
- (5) 「子ども子育て支援制度」施行に伴う組織改編及び事務分掌について (教育政策課)
- (6) 来年度の幼稚園募集状況

委員長 　ただ今から「平成26年第12回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「月谷委員さんと松田委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、報告第51号「教育委員会の権限に係る人事の報告について」を議題とします。
この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書の1ページ、報告第51号「教育委員会の権限に係る人事の報告について」ご説明いたします。

教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分の取扱いに関することは、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項に基づき、報告いたします。

次のページをお願いいたします。

今回の人事異動は、新南陽図書館長に関する人事異動で、平成26年10月31日付で前館長の渡辺さんが一身上の都合により退職されたため、11月1日付けで新たに岡田さんを新南陽図書館長に命ずるものでございます。以上で、報告を終わります。

委員長 　何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第51号を承認します。

続いて、日程第3、報告第52号「高水公民館外壁改修工事請負契約の策定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 　それでは、報告第52号「高水公民館外壁改修工事請負契約の策定について」ご説明申し上げます。

議案書につきましては、3ページから5ページでございます。

この契約は、教育委員会の権限とされております1件1千万円を超える契約の策定に関するものに該当するものでございますが、教育長が代決いたしましたので、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

本契約は、4ページの契約概要書のとおり、開館後約30年を経過し、老朽化した高水公民館の外壁を改修し、利用者の皆様の安全性や快適性の向上を図るものでございます。

契約金額1,166万4千円で、河口建設有限会社と工事請負契約を締結いたしました。

工期につきましては、平成26年8月13日から平成26年12月26日までを予定しております。

以上、ご報告を申し上げます。

委員長 　何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第52号を承認します。

続いて、日程第4、報告第53号「中須公民館空調設備改修工事請負契約の策定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 　続きまして、報告第53号「中須公民館空調設備改修工事請負契約の策定について」ご説

明申し上げます。議案書につきましては、6ページから8ページでございます。

提案理由は、前号と同様、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

本契約は、7ページの契約概要書のとおり、開館後約20年を経過し、老朽化した中須公民館の空調設備を改修し、生涯学習環境の整備充実を図るとともに、快適に利用できる施設にするためでございます。

契約金額1,040万5,800円で、峰重産業株式会社と工事請負契約を締結いたしました。工期は、平成26年9月23日から平成26年12月19日までを予定しております。

以上、ご報告を申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第53号を承認します。

続いて、日程第5、報告第54号「勝間ふれあいセンター空調設備改修工事請負契約の策定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 続きまして、報告第54号「勝間ふれあいセンター空調設備改修工事請負契約の策定について」ご説明申し上げます。

議案書は、9ページから11ページでございます。提案理由につきましては、前号と同じでございます。

本契約は、10ページの契約概要書のとおり、開館後約20年を経過し、老朽化した勝間ふれあいセンターの空調設備を改修し、生涯学習環境の整備充実を図るとともに、快適に利用できる施設にするためでございます。

契約金額1,270万5,120円で、土居冷機工業株式会社と工事請負契約を締結いたしました。工期につきましては、平成26年9月26日から平成26年12月26日までを予定しております。

以上、ご報告を申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第54号を承認します。

続いて、日程第6、報告第55号「新櫛浜公民館・支所改築機械設備工事請負契約の策定について」ですが、ここでお諮りします。次の日程第7、報告第56号「新櫛浜公民館・支所改築電気設備工事請負契約の策定について」、日程第8、報告第57号「新櫛浜公民館・支所改築空調設備工事請負契約の策定について」は、いずれも「新櫛浜公民館・支所改築工事請負契約」の策定に関する報告ですので、一括して説明を受けたいと思いますが、如何でしょうか。

委員 異議なし。

委員長 それでは、この3件を一括して生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、報告第55号「新櫛浜公民館・支所改築機械設備工事請負契約の策定について」、報告第56号「新櫛浜公民館・支所改築電気設備工事請負契約の策定について」、並びに報告第57号「新櫛浜公民館・支所改築空調設備工事請負契約の策定について」は、いずれも新櫛浜公民館・支所改築に伴うことでございますので、一括してご説明申し上げます。

この契約は、前報告と同様、教育委員会の権限とされております1件1千万円を超える契約の策定に関するものに該当するものでございますが、教育長が代決いたしましたので、周

南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づきご報告するものでございます。

議案書につきましては、12ページから20ページでございます。

新櫛浜公民館・支所の改築主体工事につきましては、本年8月の教育委員会定例会でご承認いただき、9月議会で議決をいただき、契約金額3億834万円で、洋林建設・周南システム産業特定建設工事共同体と工事請負契約を締結いたしております。

今回ご報告いたします機械設備工事は、9月24日に入札を実施し、1,784万1,600円で株式会社三保設備と、電気設備工事につきましても、同じく9月24日に入札を実施し、5,616万円で旭電業株式会社と、また、空調設備工事につきましても、9月24日に入札を実施し、3,445万2千円で日研空調株式会社とそれぞれ工事請負契約を締結いたしました。

なお、工期につきましては、いずれも平成27年7月31までを予定いたしております。

以上、ご報告を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 3件でございます。何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第55号から報告第57号の3件を一括して承認します。

続いて、日程第9、議案第43号「周南市いじめ防止基本方針の策定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案書21ページ、議案第43号「周南市いじめ防止基本方針の策定について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1号によるものです。

ご存じのとおり、いじめ防止対策推進法が平成25年10月から施行され、そのなかで地方公共団体においては、いじめ防止基本方針を定めるよう規定されています。

国、県のいじめ防止基本方針を参酌し「周南市いじめ防止基本方針」を定めようとするものでございます。今後、周南市においても「周南市いじめ防止条例」を制定するよう準備を進めているところでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。配布されておりますこの資料の説明をお願いします。

学校教育課長 捕捉でございますが、この「いじめ防止基本方針(案)」の6ページの「第2 いじめの防止等のための対策に関する事項」は、国の方針に従って周南市で作成していかなければいけないということについて触れております。飛びまして資料の12ページの「3 重大事態への対処」ですが、重大事態と申しますと子供の命や財産といったものに非常に大きな影響を与える、あるいは、いじめによって年間30日以上欠席を余儀なくされるといったことを含んでおります。この重大事態への対応につきましては、14ページの一番下の段の「(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置」これを設置するようになっています。この件については、今、市長部局と協議をしているところでございます。この再調査につきましては、教育委員会が設置するのではなく、市長の権限で設置し、調査することになっておりまして、教育委員会のみならず、市全体でこのいじめ防止に取り組んでいくというものでございます。以上です。

委員長 この資料を含めて、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第43号を決定いたします。

続いて、日程第10、議案第44号「周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書22ページ、議案第44号「周南市立幼稚園条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号により、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることは、教育委員会の権限とされており、お諮りするものでございます。

議案書25ページの新旧対照表をお願いいたします。

公立幼稚園につきましては、平成25年7月に作成した「周南市公立幼稚園の再編整備について」の整備方針に基づき、再編整備を進めており、平成27年3月末をもって、都市地域の今宿、周栄、楠木、富田西幼稚園の4園を、また都市周辺地域の西部地区において、湯野、桜田、夜市幼稚園を桜田幼稚園に統合いたしますことから、湯野、夜市幼稚園の2園の合計6園につきまして廃園いたすものでございます。

このため、周南市立幼稚園条例につきまして、別表からこれら6園について削除した表に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この改正を平成27年4月1日から施行するものといたしております。以上でございます。よろしく、ご審議、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

月谷委員 廃園をされるに当たって、近隣の方に何か行事なり、こんなことやりますよというようなご案内はされるのでしょうか。

教育政策課長 まだ、今、各園でプランを立てておりますけれども、最終的には園開放という形で、言われましたように地域の方ですとか、卒園された方ですとか、そういう方が園を訪れて園の中を見ると、その時に例えば昔の写真であるとかを掲載して観ていただくというようなことを考えているところでございます。

月谷委員 ちなみに、廃園式みたいなものはされるんですか。

教育政策課長 何かけじめ的なものはやらなければいけないと考えておりますが、丁度、街中の周栄、今宿、楠木、富田西というのは、卒園と同時に在園児がいなくなるということがありますので、卒園式も兼ねた形で考えたいと思います。夜市と湯野については、まだ、卒園式イコール在園児がいなくなるということではないので、別の時に何か考えないといけないかなと思っております。

委員長 今のことで、廃園と閉園の統一的な使い方はありますか。

教育政策課長 通常、学校でも休校または廃校という言い方をしておりますので、園につきましても廃園と考えております。

委員長 中には、廃園だけれども、休園と言われる方もおられますが、休園とは違うということで、はっきりさせておかないといけないですね。よろしいでしょうか。

それでは、議案第44号を決定します。

続いて、日程第11、議案第45号「周南市学び・交流プラザ条例制定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、議案第45号「周南市学び・交流プラザ条例制定について」ご説明申し上げます。議案書につきましては、26ページから36ページでございます。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号によるものでございます。

本議案は、本市の生涯学習の中核となる生涯学習センター機能と地域の学習施設としての公民館機能、それから、図書館やスポーツ施設としての役割を併せ持つ複合施設の管理運営を円滑に行うために必要な事項を定めるために条例を制定しようとするものでございます。

それでは、28ページからの条例の内容についてご説明いたします。

はじめに第1条の趣旨でございます。

本施設は、施設の基本コンセプトを「集い 学び 育む 人とまちの創造拠点」といたしまして、幅広い世代の市民が気軽に集い、多くの笑顔と賑わいにみちた交流の場であり、まちづくりを実践する人を育む施設となることを目的とした施設でございます。

次に、第2条の設置でございます。学び・交流プラザは、周南市中央町4番10号に置くことにしております。

本施設の名称につきましては、市民の皆様や利用者に末永く愛され、親しまれることを目的に、市の広報、ホームページにて全国公募をいたしましたところ、1,005点の応募をいただきました。

この応募作品につきまして審査選考いたしましたところ、語感の響きのよさ、親しみやすさ、覚えやすさなどの視点から、「学び・交流プラザ」が最優秀の名称に選定されたものでございます。

次に、第3条の施設についてでございます。

本施設は、平成22年に策定いたしました整備基本構想にも掲げておりますとおり、「生涯学習機能」、「図書館機能」、「スポーツ振興機能」、「創造鑑賞機能」、そして「情報・交流機能」の大きく5つの機能を有する多目的ホール、交流アリーナ、武道場、新南陽図書館、その他の便益施設の複合施設で構成いたしております。

このうち「生涯学習機能」は、旧新南陽公民館と本市の生涯学習センター機能を併せ持つものと位置付けております。

また、「図書館機能」につきましては、現在の新南陽図書館の機能を有するものであり、「スポーツ振興機能」につきましては、旧新南陽体育館と旧新南陽武道館の機能を、さらに「創造鑑賞機能」につきましては、旧社会文化ホールの機能をそれぞれ有することといたしております。

なお、新南陽図書館に関する必要事項につきましては、第2項でお示ししております周南市立図書館条例で定めるものといたしております。

次に、第4条の事業でございますが、一つ目として生涯学習事業の実施、二つ目として生涯学習に関する相談並びに情報の収集及び提供、三つ目として芸術、文化及びスポーツなどの生涯学習の場の提供、四つ目として施設の設置の目的を達成するために必要な事業の実施といたしております。

次に、第5条で休館日、第6条で開館時間等を規定いたしております。

第7条から第10条までは、使用の許可、許可の条件、制限、取り消し等を定めたものでございます。

続きまして、30ページになりますが、第11条の使用料についてでございます。

別表第1、別表第2及び別表第3に詳細をお示しいたしております。32ページから34ページをご参照ください。

32ページ、別表第1につきましては、周南市学び・交流プラザ施設使用料でございます。多目的ホール、交流室など各施設、各室の基本使用料を定めております。

使用料につきましては、本施設を定期的に維持管理するための経費を建物全体の面積で除して算出した1㎡当たりの値を稼働時間で除して1㎡当たりの時間単価を算定いたしております。

各施設、各室につきましては、1㎡当たりの時間単価にそれぞれの貸出面積を乗じて受益者に負担を求めるコストを算出いたしております。

本市におきましては、施設を貸し出すにあたり、「午前・午後・夜間」の3つの利用区分とし、時間帯ごと、それぞれに使用料を設定してきた例が多いわけですが、本施設につきましては、時間単位で貸し出すほうが効率的で効果的であるとの判断から、「1時間単位」の利用区分を設定いたしております。

また、地域に根差した文化・スポーツの振興を図ることを目的として、より多くの方々にご利用いただきたく、交流アリーナと武道場につきましては、部分使用と個人使用を設定させていただいております。

なお、減免の取り扱いにつきましては、別途、規則で定めていきたいと考えております。

34ページ、別表第2の冷暖房使用料につきましては、各室の冷暖房設備の電気量相当額を使用料として1時間単位で定めております。

次に、別表第3は、交流アリーナの照明設備使用料を定めております。

30ページに戻りますが、第12条の原状回復等と第13条の損害賠償につきましては、使用者の責務と使用者による損害賠償などを定めるものでございます。第14条と第15条につきましては、指定管理に関する条項でございます。第16条の委任につきましては、規則等への委任条項でございます。

最後に、附則についてでございます。附則第1項の本条例の施行期日につきましては、本施設の供用開始を平成27年4月と予定いたしておりますが、改めて規則で定めるものでございます。

第2項は、施行日前における本施設の使用許可に係る準備行為を定めるものでございます。

第3項、第4項につきましては、本施設施行に伴い、周南市公民館条例、周南市図書館条例に所要の改正を行うものでございます。

以上で、周南市学び・交流プラザの設置及び管理に関する条例の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

委員長 たくさんありますが、何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

委員長 第5条の休館日が目につきましたが、他の施設と同じ日なんですか。

生涯学習課長 今回、学び・交流プラザにつきましては、なるべくたくさんの人にご利用いただきたい、なるべく幅広い方に利用していただきたいということで、思い切って休館日につきましては、毎月最終月曜日の月1回だけとしております。通常は、月2回とかという形が多いですが、月1回という形としております。12月29日から翌年1月3日までは、他の施設と同じと考えております。

委員長 図書館も一緒ですか。

生涯学習課長 図書館につきましては、図書館条例で定めることとしておりますので、新しい図書館につきましても従来と一緒にございます。

委員長 他にありませんでしょうか。

委員長 4月から開館になるのでしょうか。

生涯学習課長 昨年、工期を2月27日から3月16日に変更させていただいております。供用開始につきましては、4月1日を予定しておりますが、準備期間等がありますので、今の予定では4月13日ぐらいを目途に供用開始させていただきたいと考えております。図書館につきましては、その後、引っ越し等もありますので、5月12日を目途に準備させていただいているところでございます。

委員長 楽しみにしておられる方も多いと思います。質問は、よろしいでしょうか。

それでは、議案第45号を決定します。

続いて、日程第12、議案第46号「周南市立児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、議案第46号「周南市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号によるものでございます。議案書は、37ページから41ページでございます。

今回の改正理由でございますが、大きく分けて3つございます。

一つ目は、新たに湯野小学校区に児童クラブを開設することから、クラブの名称及び位置を追加するもの、二つ目は、児童福祉法の改正により、児童クラブ対象児童が10歳未満の児童から小学校6年生までの児童に拡大されたことに伴うもの、三つ目は、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、9月議会において「周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が承認されたことに伴い、これと整合性を図るために所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、40ページ、41ページの新旧対照表をご参照いただければと思います。

なお、附則におきまして、本条例の施行日につきましては、平成27年4月1日からといたしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

松田委員 第2条に「今宿小校区」「湯野小校区」と書いてありますが、正式には「今宿小学校」というと思いますが、「今宿小」ということなんですね。

生涯学習課長 今までの条例で、「小校区」という形にさせていただいております。

委員長 よろしいでしょうか。

委員長 湯野小学校は、放課後子供教室をやっておられましたが、これを廃止してこっちを行うのでしょうか。

生涯学習課長 放課後児童クラブと放課後子供教室は、若干性質が違っておりますが、児童の居場所づくりという観点からは同じだと思います。今まで、湯野小校区については、児童クラブがないということで、地域のおじさん、特にシルバーの方が多かったんですが、一生懸命やるので児童クラブを立ち上げてくれというご要望がありました。今回につきましては、湯野小校区の利用意向調査をさせていただいたところ、全体では減るけれども新しく入る子は、これから5年は児童が増えていき、平成27年度も10人前後入ってきますので、16人ぐらいを目途に来年から始めていきたいと考えております。放課後子供教室につきましては、当然、

地域のおじさん・お婆さんの努力の賜物でございますので、このまま止めてほしくはないんですけど、連携を図りながら、児童クラブで体験学習をするときに地域のおじさん・お婆さんに入っていただいて、例えば、竹とんぼをやるとか、今の季節ですとしめ縄づくりをするとかということで、地域との触れ合いを深めていただければと思っております。

委員長 非常に熱心にされておられますね。

他になれば、議案第46号を決定します。

続いて、日程第13、議案第47号「平成26年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書42ページ、議案第47号「平成26年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、前号と同じでございます。

議案書45ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳出予算について、4,642万円を増額するものでございます。

まず、給与費に関する補正でございますが、人事異動等に伴う職員144人の「職員給与費等」は、「事務局費」において54万2千円の減額、46ページの「幼稚園管理費」の内、職員給与費等が286万8千円の減額、47ページの「社会教育総務費」が1,368万6千円の増額、「学校給食費」が1,609万2千円の増額で、総額2,636万8千円の増額でございます。

続きまして、事業費に関する補正でございます。45ページに戻っていただきまして、「教育指導費」の「教育指導一般事務費」の129万1千円の増額は、9月から新たに雇用しました安心・安全サポーター1名の嘱託報酬及び社会保険料によるもので、「小学校管理費」の「小学校施設管理費」の900万円の増額、及び46ページの「中学校管理費」の「中学校施設管理費」の750万円の増額はいずれも、施設の維持管理に関する不足分の増額でございます。

46ページの「幼稚園管理費」の内、「幼稚園運営費」226万1千円の増額につきましては、特別支援のための臨時職員の増員1名によるものでございます。

それから、48ページの繰越明許費補正でございますが、本年度予定しておりました小学校耐震化事業の内、富田東小学校の教室棟耐震改修工事につきましては、本年7月に入札を行いました。不調に終わったため、工事内容及び工期の見直しを行い、再度入札を行いました。応札者が無いという状況となっております。この状況においては、年度末までに予定の工事完了が望めない状況でありますことから、繰越明許費を設定するものでございます。

以上でございます。ご審議、ご決定のほどよろしくお願い申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第47号を決定いたします。

続いて、日程第14、議案第48号「周南市通学路安全推進会議委員の委嘱について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第48号「周南市通学路安全推進会議委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第15号に

よるものでございます。

先ず、周南市通学路安全推進会議について、ご説明いたします。

平成24年4月以降に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、国土交通省、文部科学省、警察庁の3省連名による通学路の緊急合同点検を実施し、通学路の安全確保に向けて取り組むように通知があったところです。

これを受けて、周南市も関係機関と連携して各小中学校の通学路の緊急合同点検を実施し、安全対策を検討、対応してきたところでございます。この取組みを継続的に、効果的に実施するために関係者で周南市通学路安全推進会議を設置することといたしました。

その推進会議の設置要綱である周南市通学路安全推進会議設置要綱第3条の規定により、保護者の代表者、小中学校の関係者、交通管理者、道路管理者について教育委員会が委嘱するものでございます。

委員を委嘱する方は50ページにございます8名で、委員の任期は1年で、今回の任期は平成26年12月1日から平成27年11月30日でございます。なお、PTA会長等、任期途中で役員が代わられた場合には、新しい方が残任期間の委員となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

委員長 この推進会議は、年に何回開かれる予定でしょうか。

学校教育課長 1回行う予定です。

委員長 緊急でやられたことはありますか。

学校教育課長 やったことはありませんが、必要に応じて開催するということとなります。

委員長 他に質問がございますか。

松田委員 交通管理者の所に周南警察署と入っていますが、光警察署はここに入らないのでしょうか。

学校教育課長 熊毛地区が光警察署の管内ですが、一応、交通管理者というところで1名を選出したところでございます。光警察署との連携は、通学路並びに学校安全管理等で連携を図っておりますが、この会議については、周南警察署ということにしております。

委員長 いいですか。

松田委員 できれば、こういうところに出ていただけると、全体の様子も解って、また、いろんな意見を汲み取っていただけるのかなと思いましたがお聞きしました。

委員長 人数は、8人と決まっているのですか。別に規定があるんですか。

学校教育課長 確認します。

委員長 今後、熊毛地域のことも考える必要があるかもしれませんね。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第48号を決定いたします。

その他に何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成26年第12回教育委員会を終了します。

署名委員

月谷 慈寛 委員

松田 敬子 委員